

(件名) すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める陳情書(6項)

(陳情の要旨)

- 1 35人以下学級を, 小・中学校・高校で早急に実現するよう国に意見書を出してください。
- 2 義務教育の国庫負担制度を2分の1に復活するよう国に意見書を出してください。
- 3 小学二年生まで実施されている35人学級を小学3年生まで独自に県の負担で拡張してください。
- 4 公立学校の普通教室にも公費でクーラーを設置できるよう補助してください。
- 5 臨時の教員を減らし正規雇用の教員を大幅に増やしてください。
- 6 200名以上の過密過大の特別支援学校を解消し, 鹿児島市や県北部などの地城へ適正配置を進めるとともに, 特別支援学校のない離島への分校・分教室を設置してください。

署名者 585名

(署名簿一省略)

(件名) 伊佐市への新設特別支援学校設置についての陳情書

(陳情の要旨)

「子育てにやさしいまち」をめざしている伊佐市は、福祉・教育・医療・保健の連携の充実から、私たち市民は安心して子育てできるまちと実感しております。乳幼児健診・親子教室・子ども発達支援センター・トータルサポートセンター・保育所・幼稚園・教育委員会、小児科医の連携は、県内だけでなく全国でも先進地と紹介されており、さらに発展、充実していくことを願っております。

生活圏域で乳児期から早期の支援を受けることで、子どもは成長めざましく、また保護者も安心して子育て生活を営んでいます。この人生の基礎を強固なものにするために、学齢期のさらなる充実を願います。学齢期では、子どもは内面も外見も、青年期に向けて大きな変化を遂げ、保護者の悩みも変化し、地域での繋がる力が必要となるときです。伊佐市では、乳児期から、開設20周年を迎える「伊佐市子ども発達支援センターたんぼぼ」で、地域と繋がった療育が行われております。その継続には、地域密着型の特別支援学校の果たす役割が重要です。現在の伊佐市の障害児教育の核としての出水養護学校は、伊佐市から遠方にあり、網羅する学区も広範囲で、学齢期の教育機関としてはすべての子どもたちを支援できているとはいえない状況です。

地域に根差した特別支援学校の設置は、地域で繋がっている伊佐市のネットワークの拡大や充実につながります。このことは、障害のあるなしに関わらず、伊佐市の全ての子どもが笑顔で生活できることに繋がります。以上のことにより、地域に根差した特別支援学校の設置を希望し、地域での学習会にも取り組んでいます。

障害者差別解消法により、合理的配慮が義務化されました。子どものニーズに応じた教育環境の整備は、当たり前なこととして考えられるべきではないかと思えます。そのためには、適正規模・適正通学時間・高等部卒業後の進路を考慮した特別支援学校が必要です。

以上の趣旨に基づき、下記事項を重視した特別支援学校を伊佐市に設置していただきますよう強く陳情します。

記

- 1 地域の学齢期支援のネットワークの核となる特別支援学校の設置をお願いします。
- 2 適正な規模で、障害の種別に関わらず通える特別支援学校の設置をお願いします。
- 3 子どもや親の送迎の負担の少ない30分以内で通える特別支援学校の設置をお願いします。
- 4 地域居住地校交流だけではなく学校同士の交流も充実して、子どもたち同士の理解や地域の理解も深まるような交流及び共同学習を実施できるよう、特別支援学校の設置をお願いします。
- 5 放課後活動の充実した学校生活を送ることができる特別支援学校の設置をお願いします。
- 6 地域の理解を深め、働く場や生活する場の充実を目指した特別支援学校の設置をお願いします。
- 7 高等部卒業後、ゆっくりじっくり学べる場を保障するために専攻科のある特別支援学校の設置をお願いします。

(件名) 学校現場における教職員の業務改善をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

(陳情の要旨)

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、わかりやすい授業を行うための準備や、共働き世帯や一入親世帯の増加など多種多様な家庭環境にある子ども1人ひとりに寄り添う時間を十分に確保することが大切です。特に小学校においては、2018年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。

文科大臣は昨年3月22日の参議院文教科学委員会において、「教職員の長時間労働が今のままの状況では、日本の教育水準の維持について持続可能性は難しい」と述べています。また鹿児島県教育委員会も3月20日に「学校における業務改善方針の策定等について(通知)」を発出し、業務改善対策をスタートさせています。部活動の改革や教職員が担うべき業務を精選し改善することが、次代の鹿児島県・日本を担う子どもたちの豊かな学びにつながると考えます。学校における働き方改革を推進するためには国の施策による教職員定数改善が不可欠となってきます。

こうした観点から、2019年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出について陳情いたします。

記

- 1 学校現場における教職員の業務改善をはかるために、計画的な教職員定数改善を推進すること。

(件名) 義務教育費国庫負担制度を堅持し、2019年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

(陳情の要旨)

義務教育は、憲法が保障する「教育を受ける権利」の最小限の保障であり、憲法の要請により、全ての子どもたちが全国どこに住んでいても、等しく一定の水準の教育を受けることができなければなりません。

子どものゆたかな学びを保障するためには、義務教育費国庫負担制度は必要不可欠な条件です。これ以上、教育に係る地方自治体の財政負担が増すことがないよう、2019年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

記

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

(件名) 複式学級の解消をはかるための定数改善と、2019年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

(陳情の要旨)

義務教育は、憲法が保障する「教育を受ける権利」の最小限の保障であり、憲法の要請により、全ての子どもたちが全国どこに住んでいても、等しく一定の水準の教育を受けることができなければなりません。

しかしながら、少子化の影響を受け鹿児島県の離島・山間部では小規模の学校が増加し、それに伴い、2学年の子どもが一つの学級で学ぶ複式学級も増加しています。3・4年生が一つの学級で学ぶクラスでは3年生に対して4年生で学ぶべき内容を教える教科もあります。このような授業は単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき、憲法が保障する教育の機会均等が保たれているとはいえません。こうした観点から、2019年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

記

- 1 離島・山間部の多い鹿児島県において、教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改め、複式学級の解消に向けた適切な措置を講ずること。